

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、平成 19 年度地籍調査事業計画を次のとおり決定した。

平成 19 年 5 月 11 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者の名称	調査地域
盛岡市	盛岡市平賀新田字矢無の一部、土淵字荒屋敷、土淵字万徳、土淵字谷地上、土淵字山崎
宮古市	宮古市長沢第 24 から 26 地割、田老字向新田、小堀内南、小堀内、水沢南、和井内第 13 地割、第 16 から 18 地割、第 25 から 27 地割
久慈市	久慈市田屋町第 2 地割の一部、湊町第 15 地割、第 18 地割から 20 地割、新井田第 5 地割、田屋町第 1 地割
遠野市	遠野市松崎町駒木 1、2、8 から 10、13、15、16、18 から 22、24 地割の各一部、駒木 14 地割、土淵町土淵 6、13、14、19 地割の各一部、土淵 15、16 地割
一関市	一関市山目字十二神、才天の各一部、青葉一丁目、二丁目、幸町、末広一丁目、二丁目、山目字三反田、向野、里前、林、荒谷、川原田、鍛冶町
釜石市	釜石市大字釜石第 1 地割、甲子町第 8 から 11 地割、定内町、野田町、大渡町、大町、鈴子町、千鳥町の各一部、大字釜石第 2、7 地割、浜町、魚河岸、港町、只越町、駒木町、大字平田第 1、4 地割
二戸市	二戸市福岡字落久保、上町、中町、下中町、下町、杉中、田町、前田、裏小路
奥州市	奥州市水沢区黒石町字正法寺、山内、東中通りの各一部、江刺区梁川字薪ケ入、中井、石刻、二渡、館下、藤渡戸、日ノ神、藤里字迎井沢、竹洞、若神子、幕内、下長沢、水ノ口、田中、平、上長沢、清水柳、梁場、雲南
葛巻町	岩手郡葛巻町田部字朝鮮山、根地戸、藤倉、梨の木平、赤平、境の沢、名前端、上名前端
滝沢村	岩手郡滝沢村鶴飼字花平、臨安の各一部
金ヶ崎町	胆沢郡金ヶ崎町西根、古寺、本町、舞田、南町、南町裏、本宮後、表小路、諏訪小路の各一部、町裏
大槌町	上閉伊郡大槌町金澤第 31 地割字道野、虫内口、寺ノ沢口、鍛冶小路、道前久保、道前、道前川原、道野角地、下川原、的場、下和野、平井、中井向、鍛冶沢口、日向林、目洞口、坂本、赤井洞、大畑、虫内沢口、金澤第 39 地割字小向、鍛冶沢口、向川原、金久保、大久保、馬渡、越田、腰巡、へタハロ、下屋敷、滝洞口
山田町	下閉伊郡山田町船越第 17 地割
田野畑村	下閉伊郡田野畑村三沢の一部、子木屋敷、蝦夷森、子木地
普代村	下閉伊郡普代村第 22 地割字沢向、第 23 地割字小谷地、第 24 地割字鳥居、第 25 地割字卯子西の各一部
川井村	下閉伊郡川井村大字箱石第 6 地割の一部、箱石第 5 地割、江繋第 9、12、13 地割
一戸町	二戸郡一戸町姉帯字下村の一部、小鳥谷字駒木、高善寺字野田、大川鉢、西法寺字稲荷、西法寺、姉帯字上里、沢山、奥通、尻高、面岸字風口、向山

2 調査期間 平成 19 年 4 月 27 日から平成 20 年 3 月 31 日まで